

別表六の二（十四） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の14の2第2項《国際戦略総合特別区域において機械等を取
得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を
受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと
に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括
弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」
には、法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損
金額》の規定の適用を受ける場合（法第42条から第
49条まで《圧縮記帳》の規定により同項に規定する
個別損金額を計算する場合に限ります。）において、
圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方
法により経理したときは、その経理した金額を記載
します。